

商品概要説明書

J A教育カードローン（ジャックス保証型）

（平成26年9月1日現在）

商品名	J A教育カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J Aの営業地区内に在住または在勤の方。○ 専門学校、短大、大学、大学院への入学または在学する子弟の保護者○ お借入時の年齢が満 20 歳以上 61 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。○ 安定継続した収入のある方。○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 専門学校、短大、大学、大学院への入学または在学中における教育資金（入学金、学費、在学中の生活費等、卒業までに必要な費用）とします。
契約金額（極度額）	<ul style="list-style-type: none">○ 50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位）○ 極度額を変更する場合は、新たに申込書も提出が必要となります。
契約期間（保証期間）	<ul style="list-style-type: none">○ 当座貸越利用期間は、入学（在学）対象学校への入学前7ヶ月から卒業予定年月の翌月の約定返済日、もしくは契約者の満 65 歳の誕生月の翌月の約定返済日のいずれか早い方までを期限とし、最大6年9ヶ月以内とします。 また、進学等により修学期間が延びる場合かつ(株)ジャックスが保証継続を認めた場合は2年間を上限として期間延長ができるが、当座貸越利用期間は最大6年9ヶ月以内とします。 但し、留年により修学期間が延びた場合は利用期間延長はできないものとします。○ 貸越利用期限前であっても、対象子弟が退学等の理由により就学することがなくなったことを J Aが知ったとき、または債務者の信用状態の変化その他の理由により(株)ジャックスから J Aあてに新規貸出停止の依頼があったときは、その日をもって当座貸越利用期限が到来したものとします。○ 契約者は満 70 歳の誕生月の翌月の約定返済日をもって当座貸越契約期限の満了とします。 但し、当座貸越契約期限満了時に一括返済できない場合は、その内容を J Aはすみやかに(株)ジャックス宛に提出し、(株)ジャックスが認めた場合、当座貸越契約および保証継続することができます。○ 貸越利用期限経過後、完済をもって本取引契約期限の満了とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 変動金利型 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプラ

	<p>イムレート) により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年1.5%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	<p>○当座貸越利用期間中の返済方法。 元金支払は当座貸越利用期間中据え置くこととし、貸越金利息のみを毎月の約定返済日にお支払いいただきます。 なお、貸越元金は任意の金額を随時返済できます。</p> <p>○当座貸越利用期間終了後の返済方法。 当座貸越利用期間終了後は約定返済とし、利用期間終了時点の貸越残高に応じて次の通り返済とします。</p> <table border="1" data-bbox="512 748 1406 1079"> <thead> <tr> <th>当座貸越極度額</th> <th>定額返済額 (元金+利息)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>10,000円+利息</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>20,000円+利息</td> </tr> <tr> <td>100万円超200万円以下</td> <td>30,000円+利息</td> </tr> <tr> <td>200万円超300万円以下</td> <td>40,000円+利息</td> </tr> <tr> <td>300万円超400万円以下</td> <td>50,000円+利息</td> </tr> <tr> <td>400万円超500万円以下</td> <td>60,000円+利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>○契約者は満70歳の誕生月の翌月の約定返済日に当座貸越借入元利金の全額を一括返済するものとします。但し、一括返済できない場合で、(株)ジャックスが認めた場合は約定返済を継続できるものとします。</p> <p>○任意返済 (県内JAのATMに限る) 毎月の約定返済のほかに、JA窓口あるいはATMから当座貸越専用口座へ随時ご入金 (ご返済) いただくことも可能です。但し、随時ご入金 (ご返済) いただきましても毎月のご返済 (約定返済) をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	当座貸越極度額	定額返済額 (元金+利息)	50万円以下	10,000円+利息	50万円超100万円以下	20,000円+利息	100万円超200万円以下	30,000円+利息	200万円超300万円以下	40,000円+利息	300万円超400万円以下	50,000円+利息	400万円超500万円以下	60,000円+利息
当座貸越極度額	定額返済額 (元金+利息)														
50万円以下	10,000円+利息														
50万円超100万円以下	20,000円+利息														
100万円超200万円以下	30,000円+利息														
200万円超300万円以下	40,000円+利息														
300万円超400万円以下	50,000円+利息														
400万円超500万円以下	60,000円+利息														
担保	○不要です。														
保証人	○JAが指定する保証機関 (株式会社ジャックス) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
手数料	<p>○ご返済期間終了後までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料 (消費税等含む。) が必要の場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料 (消費税込) が必要です。 ※ 手数料につきましては、JAにお問い合わせください。</p>														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、JA														

	<p>にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山梨県農業協同組合中央会が設置・運営する山梨県JAバンク相談所（電話：055-222-7700）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。山梨県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山梨県弁護士会（電話：055-235-7202） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山梨県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAバンク山梨